

指摘の概要	措置内容	措置状況
	<p>所である一般的なファイルサーバとしての利用を目的としているため、ファイル保存時の所属長による確認機能や保存期限が到来したファイルの自動削除機能など、情報システムのような機能での公文書管理規定に則った運用には対応し難いのが実情である。このような利用上の制約を踏まえつつ、電子データの廃棄手順については、行財政局よりすでに周知がされているところである。なお、令和 2 年度当初にはデータ保存の際の留意事項についても、保存する文書の分類及び保存期間等についての所属内ルールを作成することを行財政局より周知している。</p> <p>なお、保存文書に関しては、決裁の添付資料や正式な施行文等文書管理システム上で保存年限等にあわせて保存されるため、文書管理システム上での保存へと極力移行させる方針である。</p> <p>（企画調整局情報化戦略部）</p>	